

# 受益者負担金制度のあらまし

私たちの生活の中で“水”は、飲料水として、生活用水として、また、生産活動の用水として使われています。

しかし、公共下水道の未整備地域にあっては、一度使用された水は、下水としてなんの手だてもせずに河川・海域に棄てられ水質を汚濁し、環境を破壊しています。

私たちが使用して汚した水は、下水道を通じてもとのきれいな姿にして自然界に還さなければなりません。

そのためには、下水道の早期整備が重要な課題となります。下水道の建設には、膨大な費用が必要になりますが、これからご説明する受益者負担金は、その費用の一部に充てられ、下水道の早期整備に非常に重要な役割を果たすことになりますので、このチラシをお読みになり、受益者負担金制度に対してのご理解とご協力をお願いします。

## 1 受益者負担金制度とは

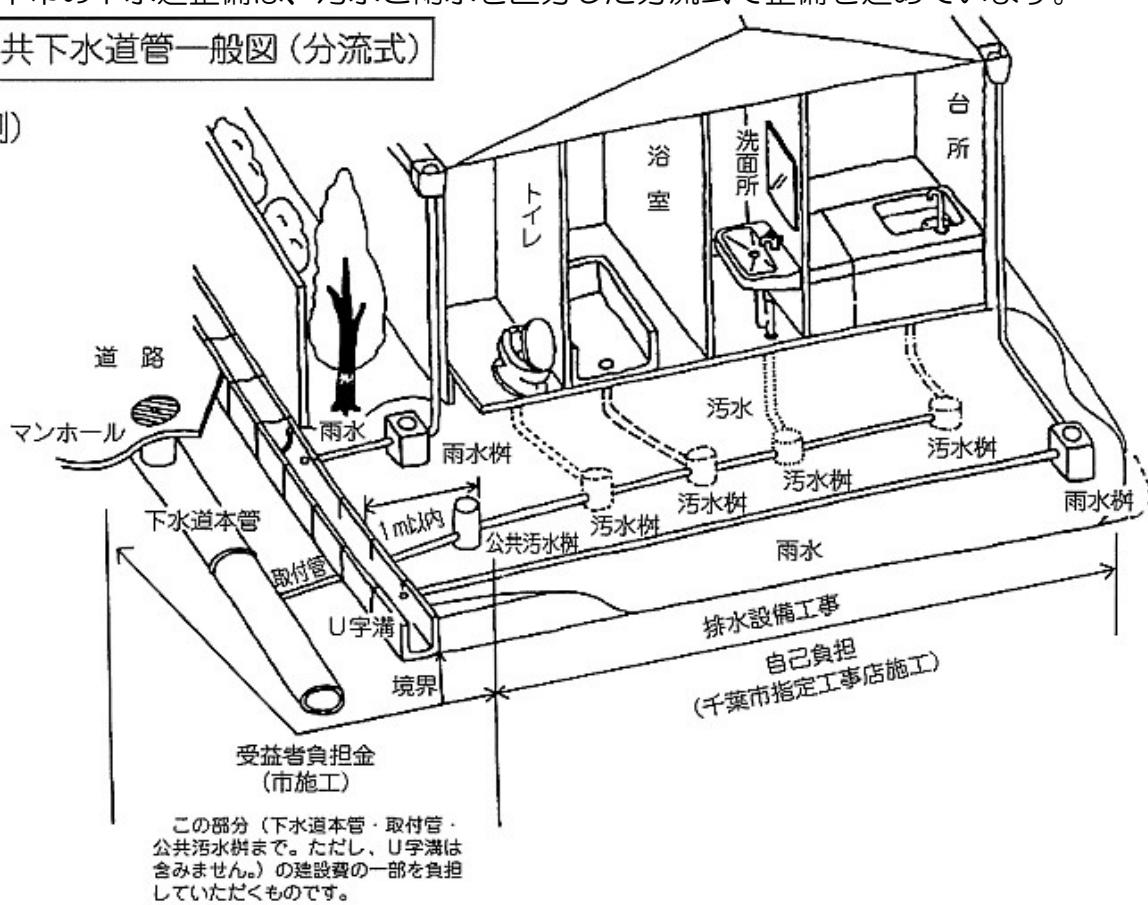
市民の皆様の生活環境を改善するために、下水道整備を進めておりますが、整備には多額の費用を必要とします。そこで、下水道整備区域の皆様に、汚水整備にかかる費用の一部を負担していただくものです。

この負担金は、下水道建設（汚水の整備）の貴重な財源となり、下水道整備をより早期に促進しようとするのが、「受益者負担金制度」なのです。

本市の下水道整備は、汚水と雨水を区分した分流式で整備を進めています。

公共下水道管一般図（分流式）

(例)



## 2 負担金を納めていただく方

受益者は、公共下水道が整備される区域内の土地の所有者あるいはその権利者になります。

負担していただく方は、次のとおりです。

例1



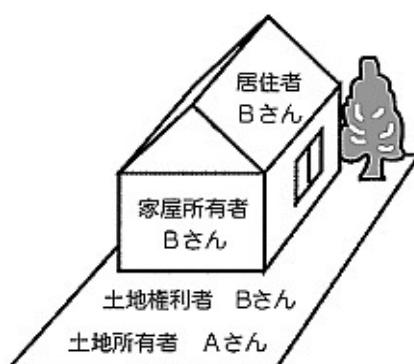
負担金を納める方……Aさん

例2



負担金を納める方……Aさん

例3



負担金を納める方……

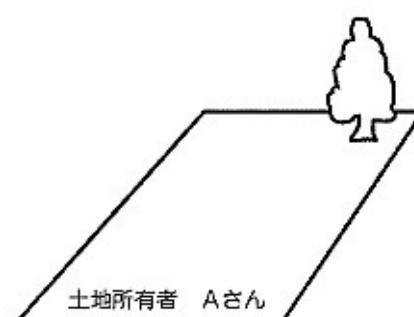
家屋登記がされている場合……Bさん

家屋登記がされていない場合……AB間の契約内容により決定

例4

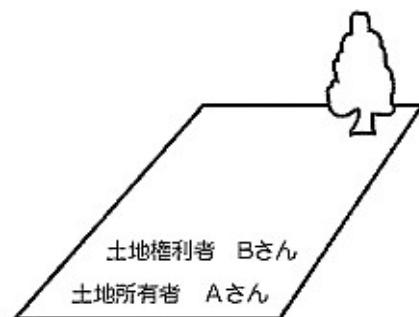


例5



負担金を納める方……Aさん

例6



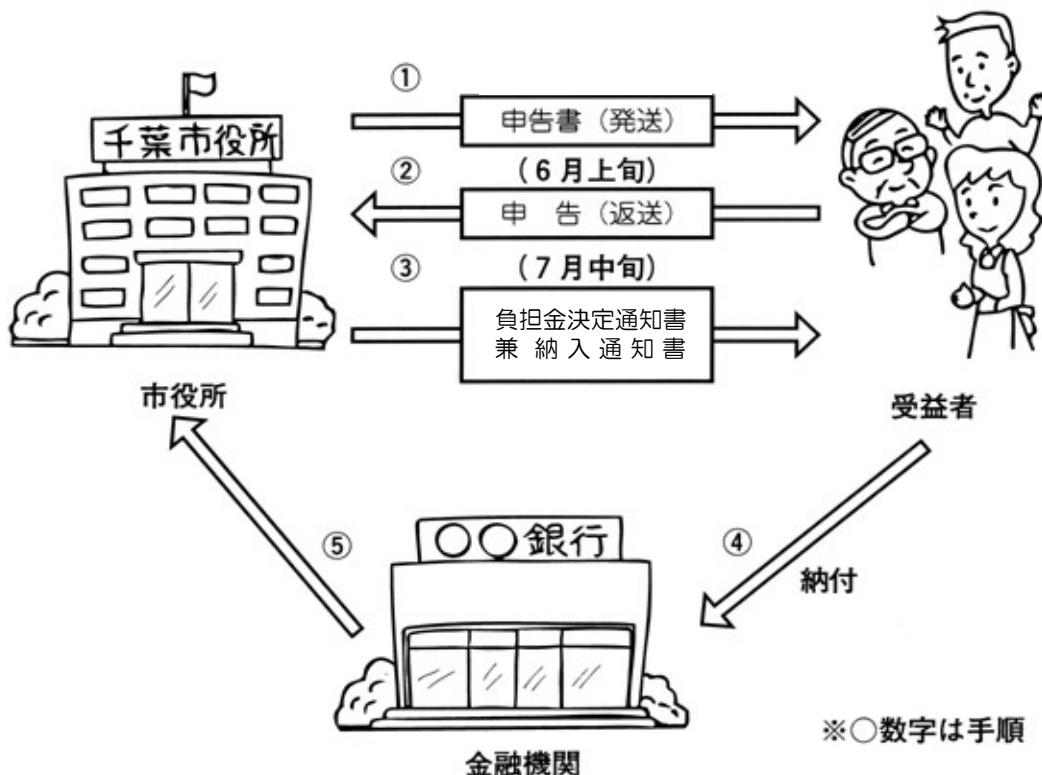
負担金を納める方……  
AB間の契約内容により決定

負担金の対象となる土地は、公共汚水樹の設置の有無にかかわらず一律に賦課されます。

現在、公共汚水樹が設置されていない土地については、将来その土地を利用される際に市に申請していただければ、負担金が納付済の場合に限り市費で設置します。ただし、6ヶ月程度の期間がかかります。

### 3 負担金の申告

年度のはじめに、その年に負担金を賦課する区域を公告します。  
その土地の所有者あるいは権利者に、あらかじめ「申告書」を送付しますので、記載事項（土地の所在、地番、地目、地積及び受益者の住所・氏名など）について確認のうえ申告してください。この申告内容をもとに負担金を賦課することになります。



### 4 負担金の額

#### ・市街化区域の場合

所有または権利を有する土地の面積に、1平方メートルあたり200円を乗じて得た額となります。

例えば、土地の面積が $200\text{m}^2$ （約60坪）の負担金額は  
 $200\text{m}^2 \times 200\text{円}/\text{m}^2 = 40,000\text{円}$

#### ・市街化調整区域の場合

所有または権利を有する土地の面積に、1平方メートルあたり230円を乗じて得た額となります。

例えば、土地の面積が $200\text{m}^2$ （約60坪）の負担金額は  
 $200\text{m}^2 \times 230\text{円}/\text{m}^2 = 46,000\text{円}$

## 5 負担金の納付方法

みなさんからの申告に基づき負担金を算定し、「決定通知書兼納入通知書」を送付します。

負担金は、3年間で年4回の計12回の分割で「納入通知書」により金融機関で納付してください。

納期は次のとおりです。

1年目	2年目	3年目	納期
第1期	第5期	第9期	7月16日～同月末日
第2期	第6期	第10期	10月16日～同月末日
第3期	第7期	第11期	1月16日～同月末日
第4期	第8期	第12期	3月16日～同月末日

先ほどの負担金総額40,000円を例にとると

第1期納付額 3,700円

第2期～第12期の納付額 3,300円

なお、一度に数期分または全期分を納付していただいても結構です。

## 6 負担金の減免

負担金は税金とは異なり、すべての土地が賦課の対象となります。

しかし、次のような場合、土地の利用状況などにより市が認めた場合は、負担金の一部または全部が減免されます。

減免を希望される方は、必ず「減免申請書」を提出してください。

ア 公園や道路などで公共的なものになっている土地

イ 崖地などで宅地として利用できない土地

ウ 生活扶助を受けている者またはこれに準ずる者が受益者である土地

## 7 負担金の徴収猶予

市が認めた次の場合は、負担金の徴収が猶予されます。

徴収猶予を希望される方は、「徴収猶予申請書」を提出してください。

ア 災害、盗難等により納付が困難な場合

イ 土地の状況により、特に徴収を猶予する必要がある場合

(問合せ先)

千葉市建設局下水道企画部下水道経理課

(電話) 043-245-5404